社労士ニュース 平成 23 年 9 月 17 日(土) 2011 年 9 月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

> 紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士) 河原 精市

> > 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

10月1日(土)から、埼玉県の最低賃金が **759** 円になります。 9 円の引き上げです。ちなみに、東京都は、**837** 円です。

先月の8月、ある企業の労働者と賃金について話をしました。

自分は、試みの試用期間のアルバイトなので、賃金は、結構低いのですよ。ということでした。より詳しく聞きますと、750円(2011年9月30日までの埼玉県の最低賃金)より低いということでした。試用期間がどのくらい長いのかと聞きますと、決められていないという答えが返ってきました。

この企業は、最低賃金法についてまったく分かっていないようです。その理由を言います。 労働者の賃金を最低賃金よりも低く抑えたい場合は、以下の4つの項目の一つに該当しなければなりません。

- ① 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の試用期間中の者
- ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定の者
- ④ 軽易な作業に従事する者その他の厚生労働省令で定める者 (断続的労働に従事する者(寄宿舎等の管理人)

この労働者の場合は、②に該当します。減額率は、20 パーセントまでならば良いことになっています。つまり、750 円×0.8=600 円よりも多い賃金ならば良いことになります。

ただし、この賃金を使うにあたっては、埼玉労働局に**減額特例許可申請書**を提出しなければなりません。

様式2号(4条関係)を提出します。当然のことながら、許可がおりるまでは、最低賃金未満の賃金で労働者の雇用は、できません。

書類の中身は、減額の特例許可を受けようとする労働者の氏名・生年月日

試みの使用期間(最長6カ月以内とします。)

減額の特例許可を必要とする理由等

減額率

減額率の理由等を記入しなければなりません。

ここで、前の文章に戻ります。この企業の労働者は、最低賃金以下で雇用されたならば、当然有効期間がわかっているはずです。それがわかっていないということは、この企業は、埼玉労働局に**減額特例許可申請書**を提出していないことが予測されます。 最低賃金の違反の罰則規定は、1件当たり50万円です。4人いた場合は、4×50万円=200万円です。